

参議院契約監視委員会設置要綱

平成20年3月6日事務総長決定
令和3年9月29日 最終改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、「随意契約の適正化の一層の推進について」(平成19年11月2日付け公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議決定)の趣旨を踏まえ、入札及び契約の手続等の透明性を確保し、公正な競争を促進するため、参議院契約監視委員会(以下「委員会」という。)の組織、委員、会議等に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- 一 参議院が締結した契約(国の収入原因契約、国の行為を秘密にする必要がある契約及び予定価格が予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第2号、第3号、第4号又は第7号に掲げる金額を超えない契約を除く。)に関し、入札及び契約手続の運用状況、指名停止の運用状況並びに談合情報への対応状況について報告を受けること。
- 二 前号の報告を受けて、委員会が抽出した契約に関し、一般競争入札参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約とした理由及び経緯等について審議を行うとともに、契約の在り方等について意見の具申又は勧告を行うこと。
- 三 次のイ及びロに掲げる事項に係る再苦情処理を行うこと。
 - イ 参議院における入札及び契約の過程に係る苦情処理手続要領(平成26年9月19日事務総長決定)第11条に規定する事項
 - ロ 参議院における指名停止等措置に係る苦情処理手続要領(平成26年9月19日事務総長決定)第9条に規定する事項

(委員会の委員及び任期)

- 第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審議その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、庶務部長が委嘱する。
- 2 委員の委嘱に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するものとする。
 - 3 委員会は、委員3人以上で組織する。
 - 4 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 委員は、再任されることができる。ただし、再任は原則として5期までとする。
 - 6 委員は、非常勤とする。
 - 7 委員の氏名及び職業は、公表する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故等があり、委員会に出席することができないときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職を代理する。

(定例会議等)

第5条 第2条第1号及び第2号の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、庶務部会計課長（以下「会計課長」という。）が招集し、原則として年2回開催する。

2 第2条第3号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）は、会計課長が招集し、再苦情処理の必要に応じて開催する。

3 定例会議及び再苦情処理会議（以下「会議」という。）は非公開とし、会議の議事の概要はこれを公表する。

4 会議は、委員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

5 会議の議事は、出席した委員の多数決をもって決し、可否同数のときは、委員長（前条第3項に規定する者を含む。）が決するところによる。

6 緊急やむを得ない事情があり、会議の開催が行えない場合には、委員長は、会議に係る書類の回覧をもって、会議に代えることができる。

(抽出の委任)

第6条 委員会は、第2条第2号の抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員（次項において「抽出委員」という。）に委任する。

2 抽出委員は、定例会議において、自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。

(意見の具申又は勧告)

第7条 委員会は、第2条第1号及び第2号の事務に関し、報告の内容又は審議した対象契約に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、会計課長に対し意見の具申又は勧告を行うことができるものとする。

2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合には、公表する。

(再苦情処理)

第8条 委員会は、会計課長から再苦情の申立てに係る審議の依頼があったときは、第2条第3号の事務に関し、審議を行うものとする。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果について、再苦情の申立てがあった日からおおむね50日（国会に置かれる機関の休日に関する法律（昭和63年法律第105号）第1条第1項に規定する国会に置かれる機関の休日を含む。）以内に会計課長に報告するとともに、速やかに公表する。

(委員になることができない者)

第9条 参議院が締結する契約の相手方となることが見込まれる者と密接な関係にある者及

び参議院職員であった者（非常勤職員であった者を除く。）は、委員になることができない。
2 委員が任期中に前項に規定する者に該当することとなる場合には、速やかに委員の改任を行う。なお、新たな委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員の除斥）

第10条 委員は、第2条第2号及び第3号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

（守秘義務）

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（委員会の庶務）

第12条 委員会の庶務は、庶務部会計課監査係が処理する。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、庶務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月7日から施行する。

附 則（平成26年9月19日一部改正）

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年11月6日一部改正）

この要綱は、平成26年11月7日から施行する。

附 則（令和3年9月29日一部改正）

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。